

資料編

1. 計画の策定経過
 2. 黒石市障害者福祉計画策定委員会
 3. 黒石市障害者福祉計画検討委員会
- ◇市民アンケート調査結果

1. 計画の策定経過

年月日	経過内容
26. 10. 10	10/1 現在の手帳所持者に対し、アンケート調査実施
11. 11	各関係課に対し、障害者計画等に係る実績調査実施
12. 8	検討委員 8 名及び第 1 回検討委員会の開催日を決定
12. 11	策定委員 17 名及び第 1 回策定委員会の開催日を決定
12. 16	第 1 回検討委員会 (検討内容) ○旧計画の実績評価 ○その他
12. 19	各関係課に対し、障害者計画に係る施策内容の見直しを実施
12. 25	第 1 回策定委員会 (開催内容) ○辞令交付 ○計画策定の趣旨、旧計画の実績評価等
27. 1. 21	第 2 回検討委員会 (検討内容) ○新計画の原案
2. 4	第 2 回策定委員会 (審議内容) ○新計画の原案
2. 24	第 3 回検討委員会 (検討内容) ○新計画の最終案
3. 9	第 3 回策定委員会 (審議内容) ○新計画の最終案
3. 25	新計画を市長に報告

2. 黒石市障害者福祉計画策定委員会

任 期 平成 26 年 12 月 25 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日

委員長 高橋 金一 副委員長 舟本 寿秀

◎委員名簿

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職
社会福祉関係団体	工 藤 俊 輔	社会福祉法人黒石市社会福祉協議会主任
	田 中 禔 六	黒石市民生委員児童委員協議会長
障害者関係団体	池 内 陽志雄	黒石ろうあ協会副会長
	佐 藤 義 弘	黒石市手をつなぐ育成会長
	工 藤 一	天使の森父母の会長
	宇 野 ひとみ	黒石市精神障害者家族会すまいりい会長
福 祉 施 設	舟 本 寿 秀	南黒地方福祉事務組合もみじ学園長
	小山内 勝 治	就労継続支援B型事業所せせらぎの園園長
	福 士 悦 郎	特定非営利活動法人あおぞら作業所監事
	村 山 敦 子	障害者支援施設山郷館くろいし総合施設長
医療・雇用・教育機関	三 上 忠 英	一般社団法人南黒医師会長
	田名部 泰 夫	黒石公共職業安定所長
	白 石 安 英	青森県立黒石養護学校長
学 識 経 験 者	高 橋 金 一	社会福祉法人青森県社会福祉協議会事務局次長
関係行政機関	永 田 幸 男	黒石市農林商工部長
	奈良岡 和 保	黒石市教育委員会教育部長
	村 元 英 美	黒石市健康福祉部長

黒石市障害者福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市附属機関の設置に関する条例（平成9年黒石市条例第1号）第3条の規定に基づき、黒石市障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 関連分野を包括した黒石市障害者支援計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく黒石市障害福祉計画の策定に関する事項
- (2) その他委員会の目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係団体の代表者
- (2) 障害者関係団体の代表者
- (3) 福祉施設の代表者
- (4) 医療・雇用・教育機関の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 議長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(答申)

第7条 委員長は、第2条第1号に規定する計画を策定したときは、速やかに、市長に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3. 黒石市障害者福祉計画検討委員会

委員長	小山内 勝治 (せせらぎの園園長)	副委員長	木村 哲二 (地域包括支援センター所長補佐)
委員	鎌田 幸男 (福祉総務課長)		青木 金光 (福祉総務課長補佐)
	佐藤 淳子 (健康推進課長補佐兼保健師)		佐山 滝子 (高齢介護課介護保険係長)
	村上 大樹 (福祉総務課障がい福祉係長)		土屋 智子 (福祉総務課主事)

黒石市障害者福祉計画検討委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の素案を検討するため、黒石市障害者福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するものである。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

(1) 黒石市障害者支援計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく黒石市障害福祉計画の素案作成に関する事項

(2) その他委員会の目的達成のために必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、黒石市障害者福祉計画策定委員会委員から若干名を選任するほか、次の各号に掲げる団体の職員をもって充てる。

(1) 社会福祉法人黒石市社会福祉協議会

(2) 障害福祉担当課

(3) 介護保険担当課

2 委員は、前条に規定する素案の検討が終了した時、任期が満了したものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となり、会務を総理する。

4 会議は、委員長が招集する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公布から施行する。